

F A X 公 文
東税協第30-182号
平成30年12月12日

支 所 長 各 位

東京税理士協同組合
(公印省略)

教育情報事業資料
『確定申告の早見表(平成30年分)』の誤植について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本組合事業に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本組合教育情報事業の一環として、11月初旬に支所宛に送付いたしました「確定申告の早見表(平成30年分)」の誤植について、日本税理士会連合会事業本部(編集)並びに日本税理士協同組合連合会(販売)から下記のとおり、ご連絡がございました。

お手数とは存じますが、ご対応くださいますようお願い申し上げます。

謹白

記

《誤植》

24頁(最終頁)

「個人の(都)道府県民税・市(区)町村民税の所得控除額一覧表(平成31年度以後適用分)」のうち、『配偶者特別控除額』の内容が平成30年度適用分となっております。

《対応方法》

1. 日本税理士会連合会会報『税理士界』12月15日号(1371号)に訂正記事を掲載
2. 日本税理士協同組合連合会ホームページに訂正内容を掲載(PDF印刷可)

支所事務所に問い合わせ等があった場合は、お手数ですが、誤りであった旨の回答及び上記対応の方法、連絡先として日税連事業本部 事務局(電話:03-5435-0945)をお伝えください。

また、在庫分につきましては、別紙《訂正》を添付いただきますようお願いいたします。

以上

《訂正》

「確定申告の早見表（平成 30 年分）」記載誤りについて —住民税・配偶者特別控除—

24 頁(最終頁)

「個人の(都)道府県民税・市(区)町村民税の所得控除額一覧表(平成 31 年度以後適用分)」のうち、『配偶者特別控除額』条件及び①②③の範囲。

【誤】・・・(記載が 30 年度適用分の内容となっておりました)

【正】・・・(訂正は次の下線部分です)

注) 下記は、納税義務者の合計所得金額が 900 万円以下の場合。900 万円、950 万円を超える場合は、控除額が異なります。(1000 万円を超える場合は適用不可)

配偶者の前年の合計所得金額(繰越損失控除前)が

- ① 38 万円を超え90 万円以下・・・33 万円
- ② 90 万円を超え120 万円以下・・・38 万円—(合計所得金額—83 万1円)*
- ③ 120 万円を超え123 万円以下・・・3 万円

* () 内の金額が 5 万円の整数倍から 3 万円を控除した金額でないときは、() 内の金額は、そのうち、5 万円の整数倍から 3 万円を控除した金額の最大金額とする。

なお、**所得税**の配偶者特別控除額は 18 頁に記載しております。

訂正してお詫び申し上げます。

日本税理士会連合会事業本部 (編集)
日本税理士協同組合連合会 (販売)